



香川大学ダイバーシティ推進室

# I 好産婦(妊娠中及び産後1年以内の女性)が利用できる制度

- 1 保健指導・健康診査 【常勤:有給/非常勤:有給】
  - ◆妊産婦が、勤務時間内に母子保健法の規定による保健指導又は健康診査を受ける 場合に請求できる制度
  - ●妊娠中及び産後1年以内の間で、保健指導や健康診査を受けるために必要な時間

### 2 保健指導・健康診査に基づく指導に対する措置

- (1) 妊娠中の通勤緩和 【常勤:有給/非常勤:有給】
- ●妊娠中で、あらかじめ承認された期間 (1日を通じて1時間を超えない範囲内)
- (2) 妊娠中の休憩に関する措置
- (3) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置
- (4) 母性健康管理指導事項連絡カードの利用



### 3 妊産婦に対する時間外勤務、休日勤務、深夜勤務の免除

- ◆奸産婦が、時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務の免除を請求できる制度
- ●妊娠中及び出産後1年以内の間で、あらかじめ請求した期間

### 4 妊産婦に対する変形労働時間制勤務免除

- ◆妊産婦が、変形労働時間制勤務の免除を請求できる制度
- ●妊娠中及び出産後1年以内の間で、あらかじめ請求した期間

# 5 産前休暇 (本人からの申出による就業禁止) 【常勤: 有給 / 非常勤: 無給】

- ◆女性教職員が、6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産予定の場合に取得できる休暇
- ●出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から出産日までの期間

# 6 **産後休暇 (8週間の就業禁止)** 【常勤:有給/非常勤:無給】

- ◆女性教職員が、出産(妊娠満12週以後(85日以上)の分娩)した場合に、8週間 就業を禁止する休暇
- ●出産日の翌日から8週間の期間(ただし、出産日の翌日から6週間経過後、原職に 復帰することにつき医師が支障ないと認めた場合は、本人からの申出により復帰す ることができる)

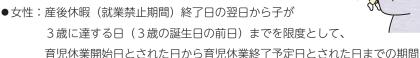
# Ⅱ 男性教職員が配偶者の産休中又は出産時に利用できる制度

- 1 配偶者出産休暇 【常勤:有給 / 非常勤:有給】
  - ◆男性教職員が、妻の出産に伴う入院期間中の付き添い等を行う場合に取得できる休暇
  - ●妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間において 2日の範囲内の期間
- 2 男性育児参加休暇 【常勤:有給/非常勤:有給】
  - ◆男性教職員が、妻の産前・産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期 に達するまでの子を養育する場合に取得できる休暇
  - ●妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から当該出産の日以後 1年を経過する日までの期間内において5日(第一子の場合は、妻の出産の日以後1 年を経過する日までの期間内において5日)

# Ⅲ 教職員が育児のために利用できる制度

- 1 保育休暇 【常勤:有給/非常勤:有給】
  - ◆生後1年に達しない子を養育する教職員が、授乳等を行う場合に取得できる休暇
  - 1日2回それぞれ30分以内の期間※1日の勤務時間が4時間以内の場合は、1日1回のみ
- 2 看護休暇 【常勤: 有給 / 非常勤: 有給】
  - ◆子を養育する教職員が、子を看護する場合に取得できる休暇
  - ●一の年度において5日の範囲内の期間(子が2人以上の場合は10日)
- 3 育児休業 【常勤:無給/ 非常勤:無給】
  - ◆3歳に満たない子と同居し、養育する教職員が、 育児のために休業したい場合に利用できる制度

経済的支援制度を 活用できます! ※1参照



- ●男性:子の出生の日から子が3歳に達する日までを限度として、育児休業開始日とされた日から育児休業終了予定日とされた日までの期間
  - ※一子につき2回申出が可能(双子も一子とみなす)
  - ※雇止めが明示されている非常勤教職員及び任期付教職員の育児休業終了予定日は、雇止めの日より 半年前の日までを限度とする。この場合において、育児休業終了予定日が1歳6か月に達する日前 になる場合は、育児休業終了予定日を1歳6か月に達する日までの日とすることができる。

#### 4 出生時育児休業 【常勤:無給/非常勤:無給】

- ◆出生後8週間までの子と同居し、養育する教職員が、育児のために休業したい場合に 利用できる制度
- ●出生時育児休業は、主に男性教職員が取得することを想定していますが、養子等の場合は、女性教職員も同様に取得することができる。
  - ※一子につき1回又は分割して2回申出が可能(双子も一子とみなす)
  - ※任期付教職員(任期付職員就業規則に規定する任期法教員、任期付テニュアトラック教員、任期付病院医師、任期付看護職員及び任期付寄附講座教員を除く。以下同じ。)及び任期を付されている非常勤教職員は、申出時点において、雇止めの日が、子の出生の日(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日)から起算して8週間を経過する日の翌日から6月に達する日後である場合に限り出生時育児休業をすることができる。

#### 5 育児短時間勤務 【短縮した時間については無給】

- ◆小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、養育する教職員が、勤務時間を短縮して勤務したい場合に利用できる制度
- 1日の勤務時間を1日を通じて2時間(30分単位)の範囲内で短縮可能 ※1回につき1か月以上の期間(回数制限なし)
- ★【医学部附属病院勤務者の特例】※医師及び看護部職員のみ
- ◆小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、養育する教職員が、1日の勤務時間や 1週間の勤務日数を短縮して勤務したい場合に利用できる制度
- ●週10~30時間勤務の範囲内で、勤務時間帯及び勤務曜日を固定(中途変更可)
  - ※1日当たり3~7時間45分(1時間単位(7時間45分を指定する場合を除く))
  - ※1週間当たり5日以内(原則月~金のうち5日以内)
  - ※月の1日~末日までの1か月単位で、1回につき3か月以上の期間(回数制限なし)

#### 6 育児のための所定外勤務の免除

- ◆3歳に満たない子を養育する教職員が、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、 所定外勤務の免除を請求できる制度
- ●1回につき1か月以上1年以内の期間(回数制限なし)

# 7 育児のための時間外勤務の制限

- ◆小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員が、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、時間外勤務の制限(1か月について24時間、1年について150時間以内)を請求できる制度
- 1回につき1か月以上1年以内の期間(回数制限なし)

# 8 育児のための深夜勤務の制限

- ◆小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員が、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、深夜勤務(午後10時から午前5時まで)の制限を請求できる制度
- 1回につき1か月以上6か月以内の期間(回数制限なし)

#### 9 育児のための早出遅出勤務

- ◆小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員が、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げて勤務したい場合に利用できる制度
- ●早出遅出勤務に係る「始業の時刻」…午前7時以降 「終業の時刻」…午後10時以前

#### 10 育児のためのフレックスタイム制勤務

- ◆小学校就学の始期に達するまでの子と同居し、養育する教職員が、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、フレックスタイム制により勤務したい場合に利用できる制度
- ●月の1日から末日までの1か月単位で、1回につき1か月以上6か月以内の期間(回数制限なし)

#### 11 ベビーシッター補助制度

- ◆内閣府(公益社団法人全国保育サービス協会に委託)が実施する「ベビーシッター派遣事業」により、「ベビーシッター派遣事業割引券」を利用できる制度
- ◆ベビーシッター等で利用できる育児補助金制度「ベネフィット・ステーション」
- ●詳細は、ダイバーシティ推進室のHPにてお知らせします。

### 12 ベビーベッド・搾乳器の貸出

# 出生サポート休暇

【常勤:有給 / 非常勤:有給】

- ◆不妊治療を受けるための医療機関への通院や、その医療機関が実施する不妊治療に関する説明会への出席などで使用できる。(移動の時間を含む。) また、入院も出生サポート休暇の対象となる。
- ●一の年度において5日(当該通院等が体外受精、顕微授精である場合にあっては、 10日)の範囲内の期間

# 経済的支援制度

- ◆育児休業もしくは介護休業を取得する場合、支給要件を満たせば雇用保険等から給付金が支給される。詳細は各部局まで。
  - ※1…雇用保険等から育児休業給付金として、育児休業開始から180日目までは休業開始前 給与の67%、181日目からは50%が休業期間中に支給(上限有)される。 (養育する子が1歳未満の期間中に限る)
  - ※2…雇用保険等から介護休業給付金として、支給対象となる一人の家族につき、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた額の67%が、通算して93日間まで支給される。 (同一家族に対しての休業が複数回の場合、支給日数は通算して93日まで)

# 香川大学教職員の介護支援制度

- 1 介護休業 【常勤:無給/非常勤:無給】
- ◆要介護状態にある家族を介護する教職員が、 介護のために休業したい場合に利用できる制度
- ●介護を必要とする者1人につき一の要介護状態ごとに (要介護状態に至るごとに)3回まで、通算して186日 (休日含む)の範囲内で、介護申出者が申し出た期間



#### 2 介護短時間勤務 【短縮した時間については無給】

- ◆要介護状態にある家族を介護する教職員が、勤務時間を短縮して勤務したい場合 に利用できる制度
- ●要介護状態ごとに連続する3年の範囲内の期間 ※1時間単位で1日を通じて4時間の範囲内 ※1回につき1日以上の期間 (2回まで)

### 3 介護のための所定外勤務の免除

- ◆要介護状態にある家族を介護する教職員が、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、所定外勤務の免除を請求できる制度
- 1回につき1か月以上1年以内の期間(回数制限なし) ただし、時間外勤務制限期間を重複した期間の請求はできない。

### 4 介護のための時間外勤務の制限

- ◆要介護状態にある家族を介護する教職員が、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、 時間外勤務の制限 (1か月について24時間、1年について150時間以内) を請求できる制度
- ●1回につき1か月以上1年以内の期間(回数制限なし)

# 5 介護のための深夜勤務の制限

- ◆要介護状態にある家族を介護する教職員が、業務の正常な運営に支障がある場合 を除き、深夜勤務(午後10時から午前5時まで)の制限を請求できる制度
- ●1回につき1か月以上6か月以内の期間(回数制限なし)

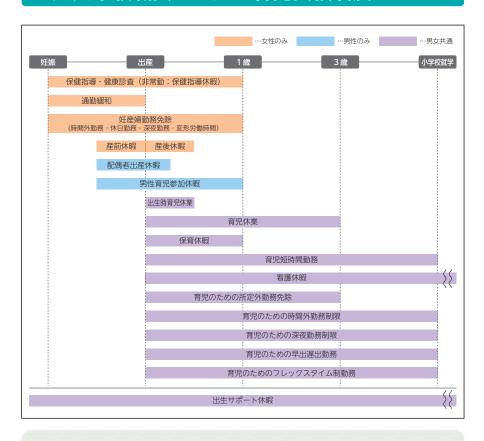
### 6 介護のための早出遅出勤務

- ◆要介護状態にある家族を介護する教職員が、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げて勤務したい場合に利用できる制度
- ●早出遅出勤務に係る「始業の時刻」…午前7時以降 「終業の時刻」…午後10時以前

# 7 介護休暇 【常勤:有給 / 非常勤:有給】

- ◆要介護状態にある家族を介護する教職員が、当該家族に必要な世話を行う場合に 取得できる休暇
- ●一の年度において5日の範囲内(要介護状態にある家族が2人以上の場合は、10日)

# 香川大学教職員の出産・育児支援制度



# 研究補助者配置制度

- ◆出産・育児・介護等で、研究時間の確保が困難な研究者に対し、研究業務 を補助する者を配置することにより、研究を断念することなく、研究活動と 出産・育児・介護等のライフイベントを両立できるよう支援する制度。
- ●詳細は、ダイバーシティ推進室のHPにてお知らせします。

# 次世代認定マーク「くるみん」を取得

香川大学は、平成22年に続き、平成27年4月、仕事と子育ての両立を 推進している「子育てサポート企業」として労働局長の認定を受け、 2回目(星2つ)の次世代認定マーク「くるみん」を取得しました。



# 支援内容は香川大学HP (学内限定) からも閲覧できます

香川大学教職員の 出産・育児 支援制度



香川大学教職員の **介 護** 支援制度



#### 問い合わせ・連絡先

部局等	担当	内線番号
ダイバーシティ推進室		1055
本部	人事企画課	1306
教育学部	総務係	1406
法学部 経済学部 地域マネジメント研究科	総務係	1807
医学部	人事係	2032
創造工学 <mark>部</mark>	庶務係	2008
農学部	庶務係	3008
その他の部局等	各部局等の事務担当部署	

<sup>※</sup>医学部を医学部以外との間で連絡する際は「66+内線番号」となりますのでご注意ください。





# 香川大学ダイバーシティ推進室

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

幸町北キャンパス北5号館1階 Tel:087-832-1055 Fax:087-832-1057

E-mail: diversity-i-h@kagawa-u.ac.jp https://www.kagawa-u.ac.jp/diversity/

